⑼　本人が容易に知り得る状態

第７－３及び４の規定にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。１回限りの「公表」では取組の程度が足りない。

⑽　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・　口頭（面談、電話等）
・　書面（手交、郵送、Ｅメール、ＦＡＸ等）
・　使者

⑾　（個人データ又は保有個人データの）提供

保有個人データの定義規定、第７－１から４までの規定にいう個人データの第三者への「提供」並びに第８－４―⑵及び⑶の規定にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

⑿　本人の同意

第４－２―⑶、３、４及び５の規定並びに第７－１、２及び４の規定にいう「本人の同意」とは、本人が、個人情報取扱事業者の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

また、同じく「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

第３　このガイドラインの適用対象者の範囲

このガイドラインは、環境省所管事業分野における個人情報取扱事業者を対象とする。

また、環境省所管事業分野において個人情報取扱事業者でない事業者等についても、法の基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

第４　個人情報の利用目的に関する義務

１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）

⑴　環境省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、環境省関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。

（例）

・　単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、「できる限り特定」したことにならない。

⑵　環境省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）

⑴　環境省関係事業者は、１の規定により特定した利用目的を変更する場合には、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えてこれを行ってはならない。

（許容例）

・　「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

（認められない例）

・　「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

⑵　変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

⑶　本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、３の規定により、本人の同意を得なければならない。

３　利用目的による制限（法第16条第１項関係）

環境省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、１の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

４　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）

環境省関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

５　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）

次に掲げる場合については、３又は４の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

⑴　法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

・　令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応
・　捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応
・　令状に基づく警察による触法少年の調査への対応
・　触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応
・　証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
・　裁判執行関係事項照会への対応
・　裁判所からの公務所等に対する照会への対応
・　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応
・　家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
・　犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応
・　疑わしい取引の届出
・　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応
・　弁護士会照会への対応
・　国勢調査などの基幹統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応
・　児童虐待に係る通告

なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、環境省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

⑵　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合